

観音寺市ディスポーザ排水処理システムの設置に関する取扱要綱 案

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市公共下水道（以下「下水道」という。）に接続して使用されるディスポーザ排水処理システムの取扱いについて、下水道の機能及び構造の保全を図るため、関係法令等に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ 生ごみを粉砕し、排水と一緒に排水管に流す装置をいう。
- (2) ディスポーザ排水処理システム ディスポーザで生ごみを粉砕したものを排水処理槽等で処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づき同協会より適合評価を受けたものをいう。
- (3) 使用者 ディスポーザ排水処理システムの維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 貸借集合建築物の所有者
 - ウ 分譲集合建築物の所有者の代表
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認める者

(使用機器)

第3条 下水道に接続して使用できるものは、ディスポーザ排水処理システムのみとし、ディスポーザ排水処理システムでない設備又はディスポーザ単体設備は使用できない。

(設置計画の確認)

第4条 ディスポーザ排水処理システムを設置又は変更しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。この場合において、申請書の様式及び必要な書類については、観音寺市下水道条例施行規則（平成17年観音寺市規則第144号）第5条の規定の例によるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の指定する評価機関が発行した適合評価書の写し
 - (2) ディスポーザ部の仕様書等
 - (3) 排水処理部の仕様書等
 - (4) ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約書の写し
 - (5) 誓約書（別記様式）
- （使用者の維持管理等義務）

第5条 使用者は、設置したディスポーザ排水処理システムの性能を保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 維持管理業者とディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託を継続して契約するとともに、適切に維持管理を行うこと。
 - (2) 維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
 - (3) ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を確保するため市長が必要と認めるときは、維持管理に関する資料の提出、立入検査等の措置に応じること。
 - (4) その他市長が行う維持管理に関する要請に協力すること。
- （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より適用する。